福島労発基 1001 第 1 号
令 和 8 年 10 月 1 日

関係団体の長　殿

福島労働局長
（公印省略）

労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃より、労働行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働災害防止に関する取組については、「福島労働局第 14 次労働災害防止計画」に基づく取組を進めるようお願いしているところですが、令和８年における労働災害の発生状況において９月 30 日現在で死亡者数が 15 人に及んでおり、令和７年の死亡者数である８人と比較して倍増する勢いで増加しています。特に、８月及び９月の２か月間で５件の死亡災害が発生しており、今後の死亡災害発生を抑止するための対策が必要となっています。

また、福島労働局第 14 次労働災害防止計画においては「死亡者数を 2027 年（令和９年）までに 2022 年（令和４年）の 21 人と比較して５％以上減少させる」といった目標を掲げていますが、今後の状況によっては目標達成が危ぶまれる状況となっています。

令和８年に発生した死亡災害の内容を見ると、適切な墜落防止対策を講じないまま高所における作業を行ったことにより墜落したものや、機械を停止しないまま稼働部分における清掃を行ったことにより機械に挟まれたものなど、基本的な安全対策が徹底されていないことにより発生した労働災害が見受けられます。

つきましては、こうした状況を踏まえ、傘下の会員事業場等に対し、労働者の安全を確保するため、下記に掲げる対策の徹底をお願いいたします。

記

１．令和８年に福島県内で発生した業種別・事故の型別の死亡災害の状況
別紙のとおり

２．業種ごとの労働災害防止対策

（１）全業種共通の労働災害防止対策

ア．高所からの墜落・転落災害防止対策

（ア）高さ２メートル以上の場所で作業を行う場合には、作業床を設置すると共に、作業床からの墜落を防止するための囲いや手すり等を設置すること。囲いや手すり等の設置が著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲いや手すり等を取り外す場合は、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の措置を講ずること。

（イ）作業現場の管理者は、囲いや手すり等の設置状況及び労働者の墜落制止用器具の使用状況を監視し、不備が認められた際は改善させること。

イ．はしご・脚立からの墜落・転落災害防止対策

はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること。やむを得ずはしごや脚立を使用する場合は、はしごや脚立を確実に固定した上で転位を防止し、また労働者に衝撃吸収用ライナー入りの墜落時保護用ヘルメットを着用させること。

ウ．機械による挟まれ・巻き込まれ災害防止対策

（ア）機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者の身体が機械の運転に巻き込まれるおそれのある部分には覆い、囲い等を設けること。また、労働者が機械の掃除や修理などの作業を行うときは、運転中の機械に巻き込まれる災害を防止するため、機械の運転を停止するとともに、作業中に他の労働者が機械の運転を行わないよう運転禁止の掲示をしておくこと。

（イ）貨物自動車や建設機械等を用いた作業を行う場合は、作業方法や荷の種類等に関する計画を作成して関係者に周知すること。

エ．交通事故防止対策

労働者に自動車を運転させる場合は、運転者の疲労の程度や睡眠の状況などの健康状態を確認し、運行経路や到着予定時刻等について余裕を持った計画を策定すること。また、運転時は交通ルールを順守し危険な運転を行わないよう労働者に対する教育を実施すること。

また、運転者が自動車の運転位置から離れる場合は、自動車の逸走防止のため、パーキングブレーキを確実にかけること。

オ．酸素欠乏症による労働災害防止対策

酸素欠乏の危険のある場所で作業を行う場合は、作業開始前に酸素濃度を測定の上、酸素濃度を適切に保つために継続して換気すること。また、酸素欠乏症の発生する仕組みや症状、事故発生の場合の対応等について労働者に対する教育を実施すること。

（２）道路貨物運送業の荷役作業における労働災害防止対策

最大積載量が５トン以上の貨物自動車、最大積載量が２トン以上５トン未満のウイング車及びテールゲートリフター付きの貨物自動車で荷を積み下ろす作業を行うときは、労働者に衝撃吸収用ライナー入りの墜落時保護用のヘルメットを着用させること。

（３）林業の伐木作業等における労働災害防止対策

チェーンソーによる立木の伐倒を行う際は事前に退避する場所を選定すること。また伐倒の際に危険を生ずるおそれのある枝やつる等を取り除くこと。

伐倒を行う際は周囲の労働者に合図を行った上、倒木が激突する範囲に立ち入らせないようにすること。またかかり木が生じたときには速やかに処理すること。

別紙

令和８年に福島県内で発生した業種別・事故の型別の死亡災害の状況（９月 30 日時点）

事故の型 / 業種	墜落・転落	飛来・落下	挟まれ・巻き込まれ	有害物との接触	交通事故	合計	前年同期
製造業			1			1	1
建設業	3		1		1	5	2
運輸交通業	2(2)				2(1)	4(3)	1(1)
林業		1	1			2	1
商業					1	1	0
接客娯楽業						0	2
清掃業				2		2	1
合計	5	1	3	2	4	15	8

※運輸交通業における括弧内の数値は、道路貨物運送業にかかるもの